

福岡県医師会診療情報ネットワーク

とびうめネット^{プラス}

福岡県民100年健康ライフ構想 と医療DXについて

福岡県医師会 専務理事 辻 裕二
令和8年8月20日（木）



1

福岡県民100年
健康ライフ構想

健康でいきいきとした毎日のために。 福岡県医師会がサポートします。

県民の皆さんの健康を生涯にわたって支えるために、医師・医療機関が中心となった情報基盤を確立し、皆さんの健康増進をサポートしています。
この福岡県民100年健康ライフ構想の中核となるのが、福岡県医師会診療情報ネットワーク「とびうめネット」です。



公益社団法人 福岡県医師会

とびうめネット事業概要

事業主体 事務局	公益社団法人 福岡県医師会 公益財団法人 福岡県メディカルセンター
事業理念	県民が安心し、納得できる医療情報の共有
開発資金	設備整備費：※地域医療介護総合確保基金（医療分） 運営費：福岡県医師会より支出
登録対象者	福岡県民全員（主として65歳以上の高齢者、介護保険2号被保険者、認知症、小児特定慢性疾患の方など）
セキュリティ	IPsec VPN（Virtual Private Network）

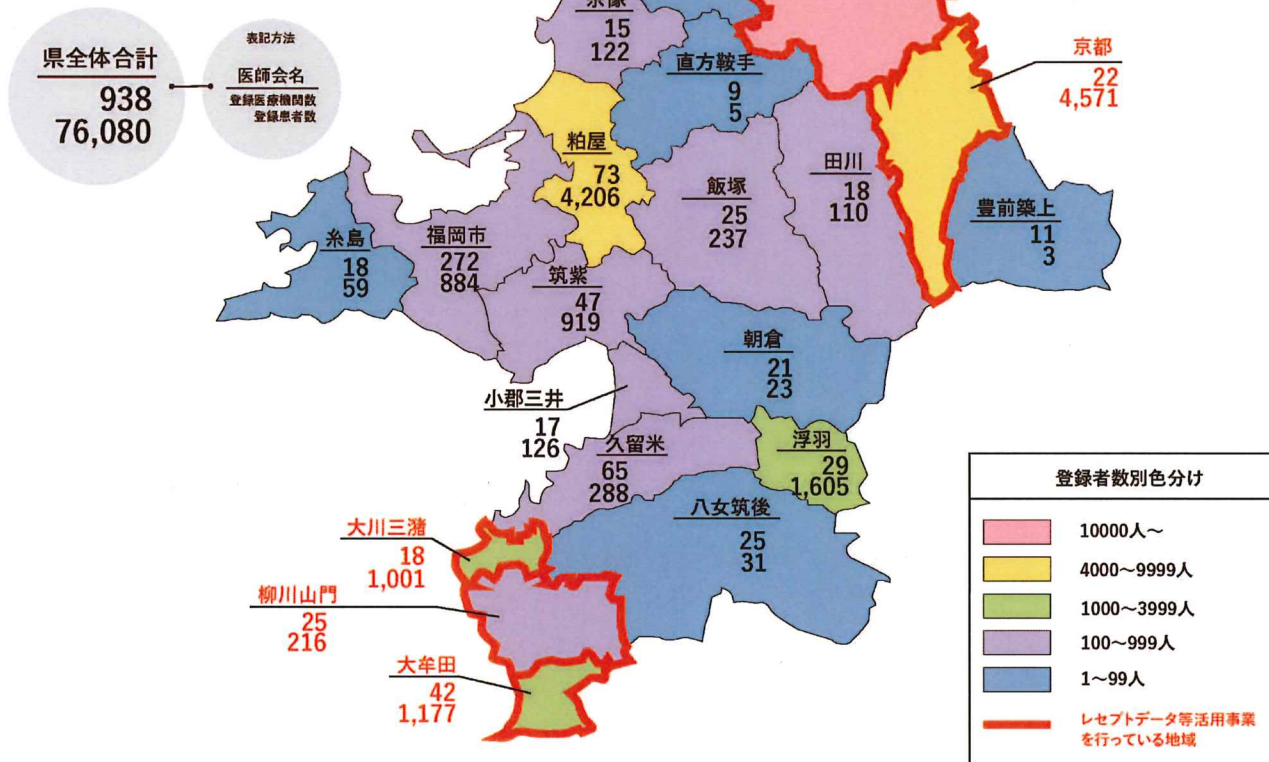
※平成26年の医療介護総合確保促進法の改正により、各都道府県に設置された基金。

とびうめネットは医療介護総合確保促進法に基づく福岡県計画の「診療情報ネットワーク活用拡大事業」として本基金を活用して実施。

とびうめネットの3つのシステムの概要

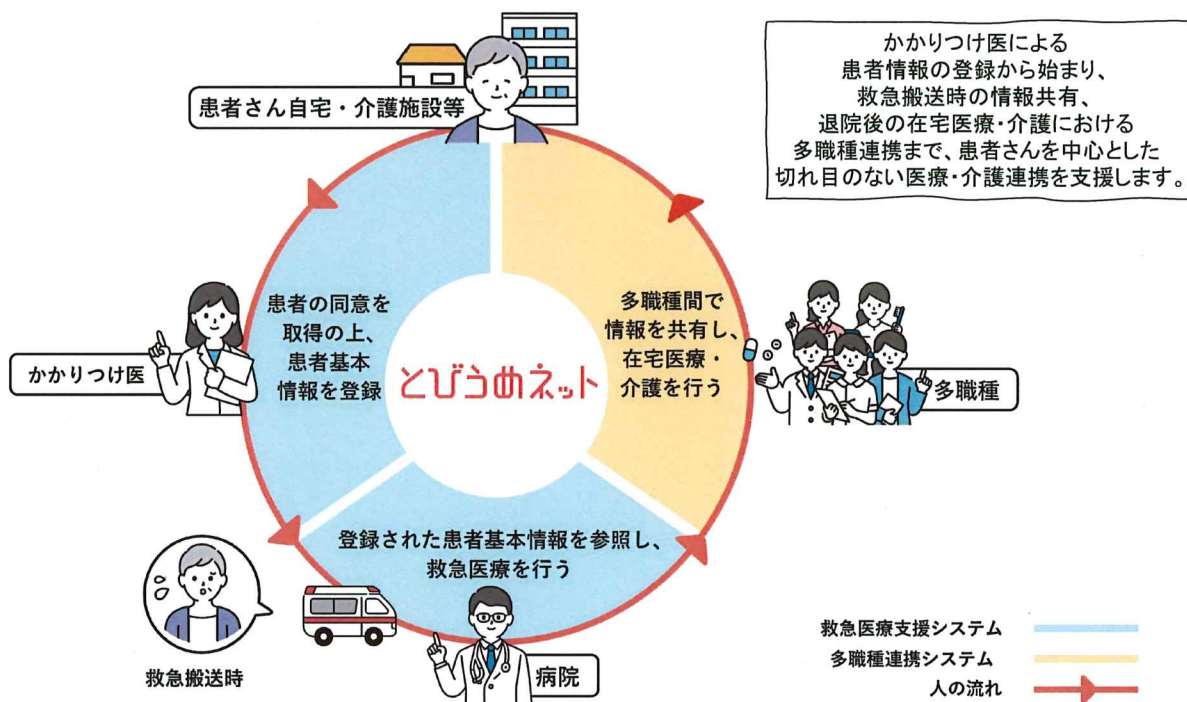
救急医療支援 システム	かかりつけ医が患者さんの病名、病歴、服用しているお薬、アレルギー、緊急連絡先等を登録することで、救急搬送先病院が情報を参照し、診療を円滑かつ効率的に行うことが可能となる。
多職種連携 システム	救急医療支援システムに登録されている患者基本情報（病歴、処方等）の多職種による共有や、SNS機能を利用した多職種による情報（病態、家庭での状況等）をリアルタイムに共有することで、早期の対応が可能となる。
災害時 バックアップ システム	電子レセプトデータまたは電子カルテデータ(SS-MIX2形式)を福岡県医師会内のデータセンターへバックアップすることで、大規模災害や医療機関内での不慮の事故、サイバー攻撃(外部からの不正ソフトウェアの送り込み)の際にも、データセンターに保全したデータを電子で提供することにより、診療等の最低限の業務の継続が可能となる。

令和8年6月末現在の医師会別 救急医療支援システム登録状況



5

とびうめネットにおける医療・介護連携のイメージ図



レセプトデータ等活用事業の拡大

北九州とびうめネット連携事業は、北九州市、北九州市医師会及び福岡県医師会の共同事業として運用を開始した。当初、北九州市内の医療機関だけで情報共有していたが、より幅広く県内の救急告示病院（二次・三次）で情報共有ができるように、福岡県と福岡県医師会で各市町村に声掛けし、県内の複数市町村において同様の取組「レセプトデータ等活用事業」を開始している。本事業は行政と医師会が一体的に取組んでいるため、市民の方に安心感をあたえるものとする。

レセプトデータ等活用事業を行っている地域	閲覧開始時期	登録対象者	郡市医師会
北九州市（とびうめ@きたきゅう）	令和元年12月	北九州市民	北九州市
大牟田市（とびうめネット）	令和 5 年12月	大牟田市民	大牟田
大川市（とびうめ@おおかわみずま）	令和 6 年 4 月	大川市民	大川三潯
みやま市（とびうめ@みやま）	令和 6 年 9 月	みやま市民	大牟田、柳川山門
行橋市、苅田町、みやこ町 （とびうめ@行橋・苅田・みやこ）	令和 6 年12月	行橋市民、苅田町民、みやこ町民	京都
柳川市（とびうめ@やながわ）	令和 8 年 5 月	柳川市民	柳川山門

情報が自動更新 ～自動的に入る情報一覧～

自動的に入る情報は、登録者が国保・後期高齢者医療・介護保険を利用した際の情報。
高齢者の情報は、ほぼカバー

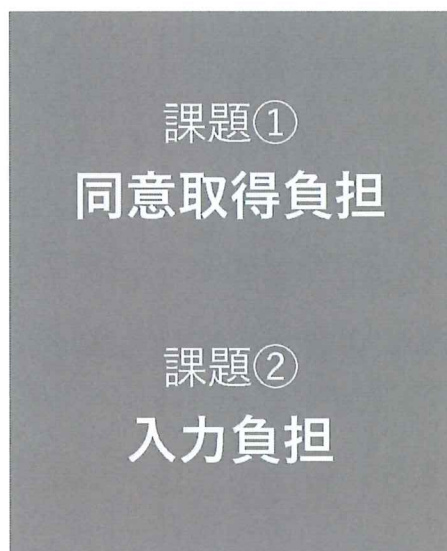
情報の種類	内容	
共通情報	基本4 情報（氏名（カナ氏名含む）、住所、生年月日、性別）、緊急連絡先、本人が申告するアレルギー情報、血液型	とびうめネット事務局が登録
医療情報 (国保・後期)	医療機関名、傷病名、投薬、歯科医療機関名、薬局名、調剤（医薬品名）	自動更新
介護情報	要介護度、認定期間、サービス事業者名（ケアマネ事業所）	
健診情報	特定健診情報（国保分）、後期高齢者健康診査情報	

※登録した方が国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険を利用した際の情報が医療機関等で閲覧できる（最大過去 5 年分で受診した直近12回分の情報）。

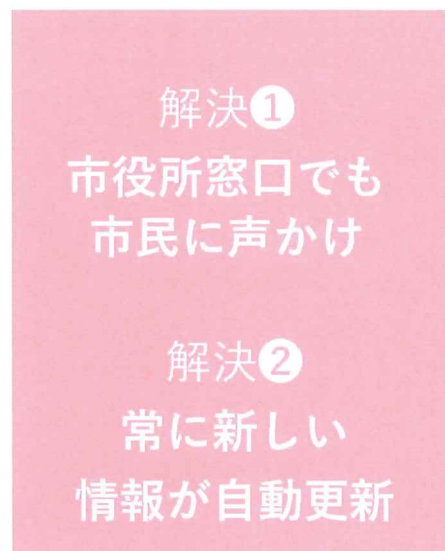
※情報の更新は毎月行う（ただし、直近から数か月前の情報となる）。

レセプトデータ等活用事業のポイント

従来の救急医療支援システム



レセプトデータ等活用事業



Fukuoka medical association

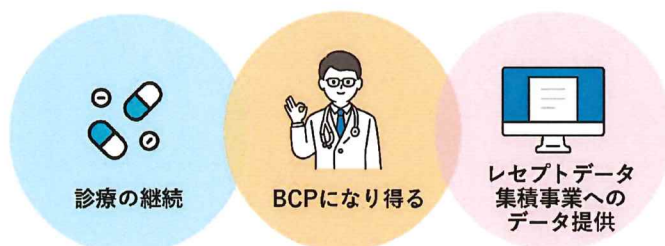


レセプトデータバックアップシステムを活用するメリット

- ・ 毎月の提出用レセプトデータをとびうめネットでバックアップすることで診療を継続できる場合には、インシデント発生に備えた対応が可能となる。
- ・ チェックリストマニュアルにおいて、「復旧手順の整備についてはBCPに復旧手順を定める等の方法がある」とされ、バックアップしたレセプトから復旧させる手順を定めれば、それがBCPになると考えられる。
- ・ 福岡県医師会では、レセプトデータを匿名化した上で、診療行為別統計分析を行っている（※レセプトデータ集積事業）。レセプトデータバックアップに参加することで、レセプトデータ集積事業へのデータ提供もボタン1つで完了する。

※BCP（Business Continuity Planning）：災害などの緊急事態における企業や団体の事業継続計画

※レセプトデータ集積事業：レセプトデータを元に診療報酬改定の影響調査や診療所・病院別のレセプト件数などを分析し公表している。



Fukuoka medical association



【参考資料】 とびうめネットへの参加方法

患者さんの情報閲覧及び登録（追記）をするには、まず「医療機関」として「とびうめネット」にご参加頂き、登録を行うためのパソコンやiPad、iPhoneの環境設定を行って頂く必要があります。

- パソコン等機器費用、インターネット接続費用は医療機関の負担となります。
- インターネットに接続できる端末が必要です。
- 診療科問わずご参加頂けます。
- 電子カルテを利用していなくてもご参加頂けます。
- 紙カルテをご利用の場合、とびうめネットに患者さんを登録しておくことで、電子的に患者情報の保存が出来ます。

参加手順へ

Fukuoka medical association



手順1 必要書類をとびうめネット事務局へ提出

事務局の登録作業完了後、参加承認書・契約書等を発送。

手順2 設定作業の日程調整

ご利用頂く端末の設定を行うために担当業者（株式会社ISM）より以下について連絡・確認を行う。

- ・ 設定作業日の調整
- ・ 接続環境について確認

手順3 現地で設定作業（無料）

担当業者（株式会社ISM）が現地訪問し、端末に設定を行う。（1台につき15分～30分程度）設定後、簡単な操作説明を行う。



とびうめネット利用開始！



Fukuoka medical association



お知らせ

とびうめネットは、地域全体で患者情報を共有することで、切れ目のない医療・介護提供体制の構築や地域包括ケアシステムの推進に資するものであり、「電子的診療情報連携体制整備加算」や「在宅医療情報連携加算」等の算定にもつながるなど、診療報酬上の評価にも直結する重要な仕組みです。

こうした中、令和8年7月より、とびうめネットへの参加申請やチーム登録申請の手続きなど、利便性に関する課題を改善し、新たな機能を追加した「とびうめネットプラス」をリリースいたしました。具体的には、参加申請の電子化やVPN接続手順の変更、スマートフォン対応等を行っております。



その他、とびうめネットに関する詳細は、ホームページをご参照ください。

<https://tobiumenet.com/medical/>



Fukuoka medical association



【参考】（とびうめネットの救急医療支援システム・多職種連携システムを用いて算定可能な主な診療報酬）

点数	内容	共有情報
電子的診療情報 連携体制整備加算 (初診料 加算1 15点 加算2 9点 加算3 4点 再診料 2点)	オンライン資格確認により取得した診療情報・薬剤情報等を実際の診療に活用できる体制を有することを基本とし、電子処方箋、電子カルテ及び電子カルテ情報共有サービスの導入並びにサイバーセキュリティ対策の推進等、医療機関間で情報連携し質の高い医療を提供するための国等が進める医療DXに係る体制の評価	検査結果や画像情報等を含む診療情報
診療情報提供料（Ⅰ） 検査・画像情報提供加算 (イ) 200点 (ロ) 30点)	患者の紹介を行う際に、検査結果、画像情報、画像診断の所見、投薬内容、注射内容及び退院時要約等の診療記録のうち主要なものについて、①医療機関間で電子的に医療情報を共有するネットワークを通じ他の保険医療機関に常時間閲覧可能なよう提供した場合、又は②電子的に送受される診療情報提供書に添付した場合の評価	検査結果、画像情報、画像診断の所見、投薬内容、注射内容及び退院時要約等の診療記録
電子的診療情報評価料 30点	別の医療機関から診療情報提供書の提供を受けた患者について、同時に電子的方法により提供された検査結果、画像情報、画像診断の所見、投薬内容、注射内容及び退院時要約等のうち主要なものを電子的方法により閲覧又は受信し、当該検査結果等を診療に活用することによって、質の高い診療が効率的に行われることの評価	検査結果、画像情報、画像診断の所見、投薬内容、注射内容及び退院時要約等

Fukuoka medical association



【参考】（とびうめネットの救急医療支援システム・多職種連携システムを用いて算定可能な主な診療報酬）

点数	内容	共有情報
在宅医療情報連携加算 100点	在宅での療養を行っている患者に対し、訪問診療を行っている医療機関の医師が、連携する他医療機関等に所属する患者の医療・ケアに関わる医療関係職種及び介護関係職種等によりICTを用いて記録された情報を取得及び活用し、計画的な医学管理を行った場合の評価	・ 次回の訪問診療の予定日及び当該患者の治療方針の変更の有無 ・ 当該患者の治療方針の変更の概要（変更があった場合） ・ 患者の医療・ケアを行う際の留意点（医師が必要と判断した場合） ・ 患者の人生の最終段階における医療・ケア及び病状の急変時の治療方針等についての希望（患者又は家族等から取得した場合） ・ 訪問診療を行う場合の患者の医療・ケアに関する情報
訪問看護医療情報連携加算 100点	訪問看護・指導を実施している医療機関の看護師等が、在宅で療養を行っている患者であって通院が困難なものの同意を得て、当該医療機関と連携する医療機関の保険医、歯科訪問診療を実施している歯科医師等、訪問薬剤管理指導を実施している薬局の薬剤師、管理栄養士、介護支援専門員又は相談支援専門員等であって当該患者に関わる者が電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて記録した当該患者に係る診療情報等を活用した上で、訪問看護・指導の実施に関する計画的な管理を行った場合の評価	在宅での療養を行っている利用者であって通院が困難な方の診療情報等

Fukuoka medical association



医療DX 3本の柱

- 1) 全国医療情報プラットフォームの創設
- 2) 電子カルテ情報の標準化等
- 3) 診療報酬改定DX

Fukuoka medical association



オンライン資格確認システム



電子カルテ情報の標準化等

標準化された電子カルテ情報の交換を行うための規格や項目

◆ 3 文書（文書情報）

- 1) 診療情報提供書
- 2) キー画像等を含む退院時サマリー
- 3) 健康診断結果報告書

◆ 6 情報（電子カルテ情報）

- 1) 傷病名
- 2) アレルギー情報
- 3) 感染症情報
- 4) 薬剤禁忌情報
- 5) 検査情報（救急時に有用な検査、生活習慣病関連の検査）
- 6) 処方情報

□規格はHL7 FHIR

全国医療情報プラットフォームと地連NW

全国医療情報プラットフォーム：新幹線、高速道路

地連NW：ローカル線、生活道路

機能、役割が異なる

○地域住民のためには、新幹線とローカル線の
連絡（連携）が必要。

○地域の特性に応じる

Fukuoka medical association



19

ご清聴ありがとうございました。



Fukuoka medical association



20